

介護保険料等比較表

第7期					
段階	対象者		料率 基準額×	月額 (円)	年額 (円)
1段階	非課税世帯	●生活保護受給者 ●世帯全員非課税で、本人が老齢福祉年金受給者または合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.30	1,847	22,168
2段階		世帯全員非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.45	2,771	33,253
3段階		世帯全員非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.70	4,310	51,727
4段階	本人課税・非課税世帯	同一世帯に市民税課税者のいる方で、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	5,542	66,506
5段階		同一世帯に市民税課税者のいる方で、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	<b>基準額</b>	6,158	73,896
6段階	本人課税	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	1.20	7,389	88,675
7段階		同 120万円以上200万円未満の方	1.30	8,005	96,064
8段階		同 200万円以上300万円未満の方	1.50	9,237	110,844
9段階		同 300万円以上400万円未満の方	1.70	10,468	125,623
10段階		同 400万円以上500万円未満の方	1.80	11,084	133,012
11段階		同 500万円以上700万円未満の方	1.90	11,700	140,402
12段階		同 700万円以上1,000万円未満の方	2.00	12,316	147,792
13段階		同 1,000万円以上2,000万円未満の方	2.10	12,931	155,181
14段階		同 2,000万円以上の方	2.20	13,547	162,571



第8期(案)						
段階	対象者		料率 基準額×	月額 (円)	年額 (円)	年間増減額 (円)
1段階	非課税世帯	●生活保護受給者●世帯全員非課税で、本人が老齢福祉年金受給者または合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.30	1,836	22,042	▲ 126
2段階		世帯全員非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.45	2,755	33,064	▲ 189
3段階		世帯全員非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.70	4,286	51,433	▲ 294
4段階	本人課税・非課税世帯	同一世帯に市民税課税者のいる方で、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	5,510	66,128	▲ 378
5段階		同一世帯に市民税課税者のいる方で、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	<b>基準額</b>	6,123	73,476	▲ 420
6段階	本人課税	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	1.20	7,347	88,171	▲ 504
7段階		同 120万円以上210万円未満の方	1.30	7,959	95,518	▲ 546
8段階		同 210万円以上320万円未満の方	1.50	9,184	110,214	▲ 630
9段階		同 320万円以上400万円未満の方	1.70	10,409	124,909	▲ 714
10段階		同 400万円以上500万円未満の方	1.80	11,021	132,256	▲ 756
11段階		同 500万円以上700万円未満の方	1.90	11,633	139,604	▲ 798
12段階		同 700万円以上1,000万円未満の方	2.00	12,246	146,952	▲ 840
13段階		同 1,000万円以上2,000万円未満の方	2.10	12,858	154,299	▲ 882
14段階		同 2,000万円以上の方	2.20	13,470	161,647	▲ 924

①

②

①公費による負担割合の軽減について

第1～3段階は、公費により負担割合の軽減が図られています。

軽減前の負担割合は、第1段階が0.5、第2段が0.7、第3段階が0.75です（この内容は、令和2年度の負担割合の軽減と同じ内容です。）。

(参考)第1～3段階の軽減前負担割合での比較

1段階	非課税世帯	同上	0.5	3,079	36,948
2段階		同上	0.7	4,310	51,727
3段階		同上	0.75	4,618	55,422

1段階	非課税世帯	同上	0.5	3,061	36,738	▲ 210
2段階		同上	0.7	4,286	51,433	▲ 294
3段階		同上	0.75	4,592	55,107	▲ 315

②所得基準の変更について

国からの所得基準の変更を受け、第7、8、9期の所得基準額を変更しています。

これにより、合計所得が200万円以上210万円未満の方が、「第8段階から第7段階」へ、300万円以上320万円未満の方が、「第9段階から第8段階」へ保険料段階が下がることとなります。